２）実績　平成19年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)

①　同種業務：日本国内外における米軍施設の設計又は事業監理業務

②　類似業務：米国内における施設の設計若しくは事業監理業務、又は米国外における公共施設の設計で米国の公的な設計基準を用いた設計、若しくは事業監理業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した地方防衛局等の発注した業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

３）平成29年12月22日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)が４億円未満かつ10件未満である。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

４）入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

㈠　配置予定主任技術者（建築、電気、機械）

配置予定主任技術者（建築、電気、機械）については、次の１）から２）に示す条件をすべて満たす者である。

１）資格　次のいずれかを有する。

建築

①　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項に規定する一級建築士

②　建築職種：技術士((総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門))

③　建築職種：ＡＰＥＣ　Architect

電気

①　建築士法第20条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

②　電気職種：技術士((総合技術監理部門：電気電子部門関連科目）又は（電気電子部門))

③　電気職種：ＡＰＥＣ　Engineer（Electrical）

機械

①　建築士法第20条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

②　機械職種：技術士((総合技術監理部門：機械部門関連科目）又は（機械部門))

③　機械職種：ＡＰＥＣ　Engineer（Mechanical）

２）実績　上記㈠２）に同じ。

㈡　配置予定主任技術者（土木）

配置予定主任技術者（土木）については、次の１）から２）に示す条件をすべて満たす者である。

１）資格　次のいずれかを有する。

①　技術士((総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門))

②　一級土木施工管理技士

③　土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会１級技術者

④　（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）

⑤　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る）

⑥　ＡＰＥＣ　Engineer（Civil）

２）実績　上記㈠２）に同じ。

㈢　配置予定主任技術者（環境）

配置予定主任技術者（環境）については、次の１）から２）に示す条件をすべて満たす者である。

１）資格　次のいずれかを有する。

①　技術士((総合技術監理部門：環境部門関連科目)、(環境部門)、(衛生工学部門）又は（建設部門：建設環境科目))

②　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者(建設環境部門に限る)

③　技術士補（環境部門）

２）実績　平成19年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)

①　同種業務：日本国内外における環境影響評価業務（準備書及び評価書作成業務）

②　類似業務：日本国内外における環境影響評価に関するコンサルタント業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した地方防衛局等の発注した業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

㈣　配置予定担当技術者（建築、電気、機械）

配置予定担当技術者（建築、電気、機械）については、次の１)、及び２）に示す条件をすべて満たす者である。

１）経験　次のいずれかを有する。

①　大学卒業後５年以上、短大・高専卒業後８年以上、高校卒業後11年以上の実務経験の能力を有する者

②　公共建築工事標準仕様書（・建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)(国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

２）実績　上記㈠２）に同じ。

㈤　配置予定担当技術者（土木）

配置予定担当技術者（土木）については、次の１）から２）に示す条件をすべて満たす者である。

１）資格　次のいずれかを有する。

①　技術士((総合技術監理部門：環境部門関連科目)、(環境部門)、(衛生工学部門）又は（建設部門：建設環境科目))

②　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者(建設環境部門に限る)

③　技術士補（環境部門）

２）実績　平成19年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)

①　同種業務：日本国内外における環境影響評価業務（準備書及び評価書作成業務）

②　類似業務：日本国内外における環境影響評価に関するコンサルタント業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した地方防衛局等の発注した業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

㈥　配置予定担当技術者（建築、電気、機械、土木、環境）

１）資格・経験　次のいずれかを有する。

①　技術士((総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門))、技術士補（建設部門）

②　一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士

③　土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会１級技術者又は土木学会２級技術者

④　（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）

⑤　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る）

⑥　「管理技術者に必要とされる同種業務の実績」と同様の実務経験が１年以上の者

⑦　公共工事の発注者（※１）として技術的実務経験（※２）が10年以上の者

⑧　ＡＰＥＣ　Engineer（Civil）

※１「公共工事の発注者」とは、国、都道府県、地方公共団体等で職員として従事したことをいう。

※２「技術的実務経験」とは、工事に係る設計・積算・工事監督等の実務経験をいう。

２）実績　上記㈠２）に同じ。

㈦　配置予定担当技術者（環境）

配置予定担当技術者（環境）については、次の１）から２）に示す条件を満たす者である。

１）資格　次のいずれかを有する。

①　技術士((総合技術監理部門：環境部門関連科目)、(環境部門)、(衛生工学部門）又は（建設部門：建設環境科目))

②　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者(建設環境部門に限る)

③　技術士補（環境部門）

２）実績　上記㈤２）に同じ。

㈧　配置予定技術員（建築、電気、機械、土木、環境）

配置予定技術員（建築、電気、機械、土木、環境）については、２年以上の実務経験を有する者とする。